

実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
--------------	------------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	4	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること
施策目標	4-1	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
個別目標	1	児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること
※重点評価課題17（要保護児童対策の推進） （評価対象事務事業） ・生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ・育児支援家庭訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会の設置促進 ・相談体制の強化		
個別目標	2	虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること
（評価対象事務事業） ・施設の小規模化の推進 ・心理療法担当職員の配置 ・児童家庭支援センター運営事業		
個別目標	3	配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること
（評価対象事務事業） ・婦人相談員の設置 ・婦人相談所一時保護所における同伴児童の対応等を行う指導員の配置 ・婦人保護施設における夜間警備体制の強化		
施策の概要（目的・根拠法令等） 1. 目的等 児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。 2. 根拠法令等 ○児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号） ○児童福祉法（昭和22年法律第164号） ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号） ○「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）		
主管部局・課室	雇用均等	児童家庭局総務課虐待防止対策室
関係部局・課室	雇用均等	児童家庭局家庭福祉課、総務課

2. 現状分析（施策の必要性）

児童虐待への対応については、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」が施行され、その後平成16年には児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が跡を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成20年度には児童虐待防止法制定直前の約3.7倍に当たる42,662（速報値）件となるなど、早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。平成19年には、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者が指導に従わない場合の措置の明確化等を主な内容とした再度の法改正が行われ、平成20年4月に施行された。さらに、平成20年11月、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実等の措置を講ずる「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、大部分が平成21年4月に施行されたところであり、虐待を受けた子どもたちへの支援を引き続き充実させることが必要である。

また、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の問題については、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」という。）」が成立し、同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において、DV被害の相談・保護を行うこととされた。その後、平成16年12月と平成19年7月にDV法が改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化、市町村の役割強化が盛り込まれ、支援の充実を図ってきたところである。しかしながら、婦人相談所における夫等の暴力の相談件数は、平成13年度13,071件（19.2%）から平成19年度23,758件（30.7%）と増加しており、依然として早急に取り組むべき課題となっている。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

（達成水準／達成時期）

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

		H16	H17	H18	H19	H20
1	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市割合（単位：％） （100％／平成21年度）	—	100 【—】	100 【—】	100 【—】	100 【—】
2	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 （単位：か所） （845か所／平成21年度）	280 【—】	375 【—】	440 【—】	503 【—】	617 【—】
3	配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数 （単位：件） （前年度以上／毎年度）	20,119 【105.3 ％】	21,125 【105.0 ％】	22,315 【105.6 ％】	23,758 【106.5 ％】	集計中 【 ％】

（調査名・資料出所、備考）

・指標1は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成16年度の数値は、事業が平成17年度開始のため、記載できない。

・指標2は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。

・指標3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。平成20年度の数値は21年10月確定予定。

参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 児童相談所における児童虐待相談対応件数（単位：件）	33,408	34,472	37,323	40,639	42,662 （速報値）

（調査名・資料出所、備考）

・参考統計1は、大臣官房統計情報部の「福祉行政報告例」による。平成20年度の数値は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。

施策目標の評価

【有効性の観点】

児童相談所における24時間365日体制確保などの児童相談所の体制強化や、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加による施設の小規模化も進んでいるところであり、子どもの生命に関わるような緊急時への対応や、保護した後のきめ細やかな対応ができる体制の整備が進展していると認められ、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」に有効であると評価できる。また、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制強化への取組に一定の成果を示すものである。

【効率性の観点】

児童相談所における24時間365日体制確保において、地域の実情に応じて必要な協力員の配置や代替職員の確保ができるなど柔軟な対応が可能となっており、効率的であると認められる。

小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置については、虐待を受けた子どもがより家庭的な環境で個別的な対応を受けやすくなるよう、平成20年6月に設置要件等を緩和したところであり、効率的であると認められる。

また、婦人相談員の配置箇所数、配置数が年々増加しているが、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」も増加していることから、DV被害者に対する支援が効率的に実施されていると評価できる。

【総合的な評価】

児童相談所における24時間365日体制が児童相談所を設置するすべての自治体で確保されている。しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けていることから、児童相談における相談体制を維持・促進するために継続して実施する必要がある。

子どもの「保護・自立支援」については、児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえると、今後とも、施設の小規模化や心理療法担当職員の配置の推進等により、児童の実情に応じたきめ細かなケアを行う体制を整備していく必要がある。

DV被害者支援における相談体制の整備は、家庭内に潜在するDV事案の顕在化を図る上で大変重要であることから、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」が増加していることは、DV被害者への支援体制の充実が図られているものと評価できる。一方、保護・自立支援体制の充実を図るため行った、婦人保護施設における心理療法担当所員の常勤化等の補助事業の取組が進んでいないことから、今後、事業の普及・定着に向け、実施主体である各都道府県等と調整を図っていく必要がある。

4. 個別目標に関する評価

個別目標1

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること

個別目標に係る指標

アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

		H16	H17	H18	H19	H20
1	生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施市町村割合(単位:%) (100%/平成21年度)	— 【—】	— 【—】	— 【—】	58.2 【—】	72.2 【—】
2	育児支援家庭訪問事業の実施市町村割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	— 【—】	20.6 【—】	24.6 【—】	42.9 【—】	45.3 【105.6%】
3	要保護児童対策地域協議会又は任意設置の虐待防止ネットワークを設置している市町村割合(単位:%) (100%/平成21年度)	39.8 【—】	51.0 【—】	69.0 【—】	84.1 【—】	94.1 【—】

4	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市割合(単位:%) (100%/平成21年度) ※施策目標4-1に係る指標1に同じ	-	100 【-】	100 【-】	100 【-】	100 【-】
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成16年の数値は、事業開始が平成17年度からのため、記載できない。 指標2は、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度は虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は任意設置の虐待防止ネットワークの設置数の割合である。 指標3は、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室の調べによる。次世代育成支援対策交付金交付決定ベース。平成16～18年度の数値は、事業開始が平成19年度からのため、記載できない。 指標4は、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室の調べによる。次世代育成支援対策交付金交付決定ベース。平成16年度の数値は、次世代育成支援対策交付金に計上されたのが平成17年度からのため、記載できない。 						
<p>個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)</p> <p>生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)は、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものであり、その普及に向けた取組が推進されているものと認められる。また、育児支援家庭訪問事業は、養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等行うものであり、実施市町村数が増加し、市町村における児童虐待の発生予防の取組が推進されているものと認められる。今後の課題としては、未だ事業を実施していない市町村に対し、様々な機会を通じて実施を促していくことが必要である。</p> <p>児童相談所における24時間365日体制確保も進められるとともに、市町村における子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)又は任意設置の虐待防止ネットワークの設置が着実に推進され、児童相談所及び市町村における相談・支援体制の充実が図られている。このことから、市町村において関係機関が子どもに関する情報や考え方を共有し適切な対応を図るための連携等の体制整備が促進されるとともに、児童相談所による相談体制の強化が進んでいるものであり、児童虐待の早期発見・早期対応にあたって有効かつ効率的な手段であると評価できるが、市町村における子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化が今後の課題である。</p>						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	児童相談所における児童虐待相談対応件数(単位:件)	33,408	34,472	37,323	40,639	42,662 (速報値)
2						
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考指標1は、大臣官房統計情報部の「福祉行政報告例」による。平成20年度の数値は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。 						
<p>個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価</p>						
事務事業名	生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)					
平成20年度予算額等	37,500百万円の内数(補助割合:[国1/2相当額][市区町村1/2相当額]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
平成20年度決算額	37,285百万円の内数					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児のいる家庭の子育ての孤立化を防ぐ。					
政府決定・重要施策との関連性					
子ども・子育て応援プラン（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）において、乳児検診未受診児など生後4か月までの全乳児の状況把握を平成21年度までに全市町村で実施することを目指すとしている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	—	—	—	36,500の内数	37,500の内数
予算上事業数等 （※）	—	—	—	—	—
事業実績数等 ・実施市町村数 （箇所）	—	—	—	1,063	1,247
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、その普及に向けた取組が推進されているものと認められる。平成21年4月から「乳児家庭全戸訪問事業」として児童福祉法に規定されるとともに、市町村に対し実施の努力義務を課したところであり、全市町村での実施に向けて、引き続き予算措置等により支援していく必要がある。					
※積算内訳がないため記載できない。					
事務事業名	育児支援家庭訪問事業				
平成20年度 予算額等	37,500百万円の内数（補助割合：[国1/2相当額][市区町村1/2相当額] 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	37,285百万円の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
養育支援が必要な家庭に対して、訪問による養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。					
政府決定・重要施策との関連性					
子ども・子育て応援プランにおいて、育児支援家庭訪問事業を全市町村で実施することを目指すとしている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	—	34,568の内数	33,956の内数	36,500の内数	37,500の内数
予算上事業数等 （※）	—	—	—	—	—
事業実績数等 ・実施市町村数 （箇所）	—	400	451	784	799
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
育児支援家庭訪問事業を実施する市町村は増加しており、養育支援が特に必要な家庭において、適切な養育の実施を確保するための体制が整備されてきていることから、市町村における児童虐待の発生予防の取組が推進されているものと認められる。平成21年4月から「養育支援訪問事業」として児童福祉法に規定されるとともに、市町村に対し実施の努力義務を課したところであり、全市町村での実施に向けて、引き続き予算					

措置等により支援していく必要がある。

※積算内訳がないため記載できない。

事務事業名	要保護児童対策地域協議会の設置促進				
平成20年度 予算額等	37,500百万円の内数（補助割合：[国1/2相当額][市区町村1/2相当額] 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	37,285百万円の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町村における児童虐待防止の中核となる要保護児童対策地域協議会（保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等により構成）について、設置促進及び機能強化を図る。					
政府決定・重要施策との関連性					
子ども・子育て応援プランにおいて、要保護児童対策地域協議会又は任意設置の虐待防止ネットワークを平成21年度までに全市町村で設置することを目指すとしている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	—	34,568の内数	33,956の内数	36,500の内数	37,500の内数
予算上事業数等 （※）	—	—	—	—	—
事業実績数等（※）	—	—	—	—	—
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
市町村における要保護児童対策地域協議会の設置が着実に推進されているが、全市町村で設置されるよう、未設置の市町村に対して、あらゆる機会を通じて設置を働きかけるとともに、設置後の機能強化を図るため、引き続き予算措置等により支援していく必要がある。					
※積算内訳がないため記載できない。					
事務事業名	相談援助体制の強化（児童相談所24時間365日事業体制対応協力員を配置）				
平成20年度 予算額等	2,329百万円の内数（補助割合：[国1/2][都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市1/2]）※予算額は児童虐待・DV対策等総合支援事業の内数 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	1,665百万円の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
虐待件数の増加や困難事例の増加、児童相談に関する役割を担う市町村に対して後方支援することなどの現状を踏まえ、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、24時間365日事業体制対応協力員の配置等を行う。					
政府決定・重要施策との関連性					
子ども・子育て応援プランにおいて、児童相談所の夜間対応等の体制整備を平成21年度までに全都道府県・指定都市で実施することを目指すとしている。					

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20	
予算推移(補正後) (百万円)	—	1,775の内 数	1,691の内 数	2,307の内 数	2,329の内 数	
予算上事業数等 (※)	—	—	—	—	—	
事業実績数等(※)	—	—	—	—	—	
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)						
<p>平成20年度において、児童相談所を設置しているすべての自治体で、児童相談所において夜間休日を問わずいつでも相談に応じられる体制の整備が図られており、評価できる。しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加を続け、依然として早急に社会全体で取り組むべき課題となっていることから、児童相談所の相談体制強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に資するものとするため、引き続き施策を継続していく必要がある。</p> <p>※統合補助金であるため、予算上事業数及び事業実績数等については記載できない。</p>						
個別目標2 虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	小規模グループケアや地域小規模 児童養護施設の設置数 (単位:か所) (845か所/平成21年度) ※施策目標に係る指標2と同じ	280 【—】	375 【—】	440 【—】	503 【—】	617 【—】
2	児童家庭支援センターの設置数 (単位:か所) (100か所以上/平成21年度)	52 【—】	59 【—】	66 【—】	68 【—】	集計中 【—】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1及び2は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。 ・指標2の平成20年度の数値は22年2月確定予定である。 						
個別目標2に関する評価(個別目標を達成するための事務事業 (評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ 主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>児童虐待相談対応件数の増加を踏まえると、小規模グループケアにおいて、できる限り家庭的な環境の中で虐待を受けた子どもの相談、保護及び支援ができるようケアの形態の小規模化を図り、地域小規模児童養護施設において、近隣住民との適切な関係性を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施するようにし、また、児童家庭支援センターにおいて、地域に密着した相談・支援体制を整備し、相談・支援を担当する職員や心理療法等を担当する職員が児童の事情に応じたきめ細やかな相談等を行うことが必要である。</p> <p>小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数は、503か所から617か所に増加し、また、児童家庭支援センターの設置数は、66か所から68か所に増加している。(平成20年度の設置数は集計中)</p> <p>このほか、平成20年度においては、小規模グループケア等の設置要件等の緩和や児童家庭支援センターの設置要件の緩和等を行ったところであり、今後とも虐待を受けた子どもに対する支援の充実を図るため、有効かつ効率的な取組が行われているものと評価できる。</p>						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	施設の小規模化の推進					
平成20年度 予算額等	77,538百万円の内数(補助割合:[国1/2][都道府県、指定都市、 児童相談所設置市1/2])※予算額は児童入所施設措置費の内数 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
平成20年度 決算額	77,110百万円の内数					

実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
虐待を受けた子ども等に対して、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを行うための体制整備を行う。					
政府決定・重要施策との関連性					
子ども子育て応援プランにおいて、平成21年度までに小規模グループケア、地域小規模児童養護施設を合計845か所設置としている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	70,747 の内数	71,211 の内数	72,501 の内数	75,255 の内数	77,538 の内数
予算上事業数等 ・小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設設置数 （箇所）	627	627	649	780	813
事業実績数等 ・小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設設置数 （箇所）	280	375	440	503	617
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
平成20年度の実績では、小規模グループケア446か所、地域小規模児童養護施設は171か所、合計617か所実施されており、毎年度増加しているが、平成21年度の目標設置数を達成するためには、より一層の設置促進を図る必要がある。 このため、平成20年6月の通知において、小規模グループケアについては、従来1施設あたり1か所までを国庫補助対象としていたものを2か所まで拡大。地域小規模児童養護施設を複数設置する場合には、従来本体施設の入所率が「95%を下回らないこと」を要件としていたが、下限の基準を「90%を下回らないこと」とし、複数設置に係る要件を緩和したところであり、今後ともこのような取組により設置の推進を図る必要がある。					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	心理療法担当職員の配置				
平成20年度 予算額等	77,538百万円の内数（補助割合：[国1/2][都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市1/2]：[国1/2][都道府県1/4][市及び福祉事務所設置町村1/4]）※中核市・市及び福祉事務所設置町村は、母子生活支援施設のみ該当 ※予算額は児童入所施設措置費の内数 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	77,110百万円の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心理的外傷のため心理療法を必要とする子どもに、遊技療法やカウンセリング等の心理療法を実施することにより、子どもの安心感・安全感の再形成及び人間形成の修正等を図ることを目的とするものである。					
政府決定・重要施策との関連性					
特になし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後）	70,747	71,211	72,501	75,255	77,538

(百万円)	の内数	の内数	の内数	の内数	の内数
予算上事業数等 ・心理療法担当職員 配置施設数(箇所)	424	424	449	449	449
事業実績数等 ・心理療法担当職員 配置施設数(箇所)	354	399	488	519	574
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
平成20年度の実績では、574か所の設置となっており、年々、実績数が増加している。 施設入所児童に占める被虐待体験のある児童の割合(児童養護施設において59.2% (※))等を踏まえ、一層の事業の推進と、担当職員の質の向上(常勤化の推進等) を図る必要が考えられる。 (※)平成20年3月1日現在。平成19年度社会的養護に関する実態調査による。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	児童家庭支援センター運営事業				
平成20年度 予算額等	2,329百万円の内数(補助割合:[国1/2][都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2])※予算額は児童虐待・DV対策等総合支援事業の内数 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	1,665百万円の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
地域に密着した相談支援体制を強化するために、虐待や非行等の問題につき地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に指導を行い、児童相談所等との連携・連絡調整等を総合的に行うことを目的とし、都道府県に2か所、政令市に1か所児童家庭支援センターを設置する。					
政府決定・重要施策との関連性					
子ども子育て応援プランにおいて、平成21年度までに児童家庭支援センターを100か所設置としている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	—	1,775 の内数	1,691 の内数	2,307 の内数	2,329 の内数
予算上事業数 ・児童家庭支援センター設置数(箇所)	—	—	—	—	—
事業実績数 ・児童家庭支援センター設置数(箇所)	52	59	66	68	(集計中)
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
平成20年度の実績では、(集計中)か所の設置であり、毎年度増加しているところではあるが、近年、虐待等の相談件数が増加している中で、在宅の要保護児童やその保護者に対する指導を適切に行うことはますます重要性を増しており、地域における在宅支援等の充実を図る必要がある。 昨年の児童福祉法の改正により、平成21年4月から設置要件が緩和されたところであり、今後とも、より一層の児童家庭支援センターの設置促進を図る必要がある。					
※統合補助金であるため、予算上事業数及び事業実績数等については記載できない。					
個別目標3 配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）		H16	H17	H18	H19	H20
1	配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数 （単位：件） （前年度以上／毎年度） ※施策目標に係る指標3と同じ	20,119 【105.3%】	21,125 【105.0%】	22,315 【105.6%】	23,758 【106.5%】	集計中 【%】
2	婦人相談員の設置数 （単位：人） （前年度以上／毎年度）	866 【103.1%】	904 【104.4%】	915 【101.2%】	980 【107.1%】	1,018 【103.9%】
<p>（調査名・資料出所、備考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1及び2は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。 ・指標1の平成20年度の数値は21年10月確定予定である。 						
<p>個別目標3に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）</p> <p>婦人相談員は、DV法第4条によりDV被害者の相談に応じ、必要な指導を行うこととされ、家庭内に潜在するDV事案の顕在化を図る上で、大変重要な役割を担っているが、婦人相談員の配置箇所数、配置数が年々増加しており、婦人相談所及び婦人相談員におけるDVに関する相談件数も平成16年度20,119件から平成19年度23,758件と年々増加し続けているところである。また、近年、婦人相談所におけるDV被害者等の一時保護件数は12,000件前後で微増減しているところであるが、一時保護委託件数が平成16年度3,155件から平成19年度3,750件と増加している。また、一時保護委託契約施設数が平成16年度198施設から平成19年度256施設と年々増加していること、DV被害者等への同行支援を充実するため一時保護委託費の拡充を図ったこと等から、DV被害者等の緊急一時保護及び自立支援体制が年々強化されているところである。これらのことから、配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための有効な体制整備が行われたと評価できる。</p> <p>しかし、平成20年度において、全国の婦人保護施設50カ所のうち、婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実績カ所は11カ所、婦人保護施設における常勤心理療法担当職員の配置は1カ所に留まっており、実績が伸びていないことから、今後、各都道府県に対して調査やヒアリング等により実態の把握に努めるとともに、全国研究協議会等において、各都道府県婦人保護事業担当者及び各婦人保護施設長等と意見交換を行うなどし、実績の拡大に向けた調整を図っていく必要がある。</p> <p>※ 婦人保護施設は、要保護女子を収容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。（売春防止法第36条）また、平成14年4月からは、配偶者からの暴力被害者の保護を行うことができることとなった。（DV法第5条）</p>						
<p>個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価</p>						
事務事業名	婦人相談員の設置					
平成20年度 予算額等	2,329百万円（補助割合：[国1/2][都道府県及び市1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） ※予算額は、児童虐待・DV対策等総合支援事業の内数					
平成20年度 決算額	1,665百万円の内数					
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）					
<p>事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）</p> <p>婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事または市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うほか、DV法第4条によりDV被害者等の相談に応じ、必要な指導を行うこととされ、家庭内に潜在するDV事案の顕在化を図る上で、大変重要な役割を担っているものである。</p>						

政府決定・重要施策との関連性					
特になし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	415	1,775の内数	1,783の内数	2,307の内数	2,329の内数
予算上事業数等 ・ 婦人相談員設置数 (人)(※)	475	-	-	-	-
事業実績数等 ・ 婦人相談員設置数 (人)	866	904	915	980	1018
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>婦人相談員の配置数が年々増加しているとともに、婦人相談所(全国47カ所)及び婦人相談員におけるDVに関する相談件数も年々増加を続けているところであるが、全指定都市及び全中核市にまで配置されてはならず、DV被害者への相談・支援体制が万全とまでは言えない。</p> <p>また、国は、DV被害者からの相談に応じ、必要な指導を行う婦人相談員等を対象とした専門研修を毎年実施しているほか、都道府県が実施するDV相談担当者専門研修に係る経費の補助を行い、婦人相談員の資質の向上に努めているところであるが、各都道府県における婦人相談員への研修の内容や回数にばらつきが見られるため、全国会議等で、経験年数に応じた研修プログラムを作成し、実施している自治体を例に挙げ、積極的な取り組みを促す必要がある。</p> <p>※平成17年度以降は統合補助金であるため、予算上事業数及び事業実績数等については記載できない。</p>					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	婦人相談所一時保護所における配偶者からの暴力被害者等に同伴する児童の対応等を行う指導員の配置				
平成20年度 予算額等	870百万円(補助割合:[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	834百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
<p>婦人相談所で一時保護されたDV被害者が自立生活に向けた準備(住居探し、就職活動、生活保護や保護命令の申請等)を安心して行える環境整備を促るとともに、同伴児童への保育や学習支援を含めた適切なケアの充実強化を図る観点から、指導員の必要性は高い。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
特になし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	746	789	789	820	870
予算上事業数等 ・ 同伴児童対応指導員 配置都道府県数 (箇所)	26	26	26	47	47
事業実績数等 ・ 同伴児童対応指導員 配置都道府県数 (箇所)	8	8	5	10	10
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>平成19年度において、対象を乳幼児から児童に拡大したため、配置数が増加したが、その後、配置が進んでいない。今後は、調査やヒアリング等により実態の把握に努める</p>					

とともに、全国研究協議会等において、各都道府県婦人保護事業担当者及び各婦人相談所長等と意見交換を行うなどし、配置の拡大に向けた調整を図っていく。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	婦人保護施設における夜間警備体制の強化				
平成20年度 予算額等	1,287百万円（補助割合：[国1/2][都道府県1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	1,170百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
婦人保護施設において、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全を確保することは大変重要であるため、警備員の配置や機械設備の設置による夜間警備体制を強化する必要性は高い。					
政府決定・重要施策との関連性					
特になし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	1,681	1,278	1,281	1,284	1,287
予算上事業数等 ・夜間警備体制整備 施設数（箇所）	51	51	51	50	50
事業実績数等 ・夜間警備体制整備 施設数（箇所）	35	17	17	24	22
	※婦人相談所一時保護 所との併設施設を含む				
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
婦人相談所一時保護所と併設されている婦人保護施設においては、実際に夜間警備体制が整備されているものの、国庫補助金の申請を行わない施設が多いため、実績が上がらない状況にある。今後は、調査やヒアリング等により実態の把握に努めるとともに、全国研究協議会等において、各婦人保護施設長等と意見交換を行うなどし、警備体制の整備が確実にされるよう調整を図っていく。					

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標1 目標達成率	－%
指標2 目標達成率	－%
指標3 目標達成率	106.5%
（目標達成率を算定できない場合、その理由）	
指標1、2の目標達成率については、達成時期が平成21年度である。	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）	
ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）	
（イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討	
（ <input checked="" type="radio"/> ）見直しを行わず引き続き実施	
（ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討	
iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）	
（理由）	
全体として、児童虐待やDVへの支援体制の充実といった施策目標の達成に向けて取組が進展してきているが、一方で都道府県によって取組の差があるなど、現在の施策を全国的により一層推進していく必要がある。	
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）	

- (施策目標に係る指標)
- i 指標の変更を検討
 - ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

- (個別目標に係る指標)
- i 指標の変更を検討
 - ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(理由)

6. 特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当

(1) 有 無

(2) 具体的記載

- ・児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成16年11月10日衆議院厚生労働委員会）
児童福祉司等の資質向上及び配置基準の見直しなど児童相談所及び市町村の体制拡充、家庭裁判所の児童福祉に関する機能強化への取組促進、国及び地方自治体における関係機関との連携強化、保護者への指導・支援のあり方及び虐待事件の検証結果等の地方自治体への周知徹底について、適切な措置を講ずるべきとされている。
- ・児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成16年11月25日衆議院厚生労働委員会）
児童福祉司等の資質向上及び配置基準の見直しなど児童相談所の体制拡充、要保護児童対策地域協議会の全市町村設置、市町村への技術的支援、家庭裁判所の児童福祉に関する機能強化への取組推進、国及び地方公共団体における関係機関との連携強化、保護者への指導・支援のあり方及び虐待事件の検証結果等の地方自治体への周知徹底について、適切な措置を講ずるべきとされている。
- ・児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成20年11月25日参議院厚生労働委員会）
社会的養護を担う人材の確保とその強化及び児童養護施設等の整備の要件についての検討について、適切な措置を講ずるべきとされている。

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

(1) 有 無

(2) 具体的内容

- ・「男女共同参画基本計画（第二次）」（平成17年12月27日閣議決定）
男女共同参画基本計画（第二次）（抄）
第2部 施策の基本的方向と具体的施策
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
○児童虐待への取組の推進
- ・「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）
平成16年12月に全閣僚で構成される少子化社会対策会議で決定された「子ども・子育て応援プラン」において、児童虐待防止対策の推進として、
 - ・虐待防止ネットワークを平成21年度までに全市町村で設置
 - ・乳児健診未受診児など生後4か月までの全乳児の状況把握を平成21年度までに全市町村で実施
 - ・育児支援家庭訪問事業を全市町村で実施
 - ・児童相談所の夜間対応等の体制整備を平成21年度までに全都道府県・指定都市で実施
 - ・児童家庭支援センターを平成21年度までに100か所整備
 などに取り組むとともに、概ね10年後を展望した目指すべき社会の姿では、「児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる（児童虐待死の撲滅を目指す）」としており、施策を強力に推進することとしている。
- ・「新しい少子化対策について」（平成18年6月20日少子化社会対策会議決定）
2. 新たな少子化対策の推進
(1) 子育て支援策

⑦子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

(3) その他重要な施策

④児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化

- ・「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」(第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説)

③審議会の指摘

(1) 有 無

(2) 具体的内容

- ・「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書」(平成19年11月)

1 子どもの状態に応じた支援体制の見直し

(1) 家庭的養護の拡充

[3] 施設におけるケア単位の小規模化等家庭的養護の推進

施設においても、可能な限り家庭的な環境において一定の安定した人間関係の下での個別的なケアを実現するため、(2)においても言及するようにケア単位の小規模化をさらに推進する必要がある。その際、必要なケアモデルや方法論についても検討を進める。

(2) 施設機能の見直し

- ・心理的ケアや治療を必要とする子ども及びその保護者に対し、特に医療機関等との連携を強化するため、それぞれの施設における専門職種の強化等体制整備を図る。

2 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立

(2) 家庭支援機能の強化

- ・児童福祉司等の人員の確保やその質の向上など児童相談所自体の体制を充実する。これに加え、児童相談所が市町村や関係機関と役割分担を図りつつ、保護者指導を行う体制として、児童家庭支援センターを積極的に活用するとともに、NPO等他の一定の要件を満たす機関に対しても保護者指導の委託を可能とする措置を講じる。
- ・児童相談所との役割分担・連携を担い、家庭支援を行う拠点を増加させるため、施設に附置される場合だけでなく、一定の要件を満たす医療機関やNPO等、地域で相談支援等を行っている機関が児童家庭支援センターになることを可能とすることも有益である。

④研究会の有無

(1) 有 無

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) 有 無

(2) 具体的状況

- ・「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」(平成21年5月)

2 勧告

(2) 被害者の一時保護機能の充実

法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。

⑥会計検査院による指摘

(1) 有 無

(2) 具体的内容

⑦その他

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること